堺市監査委員公表第28号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

 堺市監査委員
 信
 貴
 良
 太

 同
 小
 堀
 清
 次

 同
 藤
 坂
 正
 則

 同
 播
 磨
 政
 明

監査結果に基づく措置通知書

(堺市立大	公の施設の指定管理者監査 (堺市立大浜体育館、大浜公園野球場、大浜公園テニス		
監査の種類 コート、大	コート、大浜公園相撲場、三宝公園野球場、浅香山公園		
野球場、土	居川公園テニスコート)		
監査実施期間 令和4年1	口4年11月1日 ~ 令和5年3月29日		
世界之業以之初日然 文化観光局	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課		
措置を講じた部局等 指定管理者	者:つながリーナ大浜 PFI 株式会社		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等	
1 指定管理者指定の手続について			
[PFI 導入検討における定量的評価			
について (意見)]			
市は、大浜体育館建替及び運営	本事業の PFI 制度の導入に	スポーツ施設課	
事業を行う方式として、PFI 方式	あたっては、国の方針、「堺市		
を採用した。PFI 方式によるか従	PPP/PFI マニュアル」、内閣府		
来方式によるかは、通常、定量的・	作成の『VFM(Value For Money)		
定性的両面から検討され決定され	に関するガイドライン』、他市		
る。	事例を参考に検討いたしまし		
そこで、今回、本件の意思決定	た。定量的評価における VFM		
過程のうち、定量的評価の過程を	の算定にあたっては、内閣府		
検証したところ、下記のような問	の「アニュアルレポート (平		
題が見られた。	成 17 年度)」に基づき、当時		
まず、PFI 導入可能性調査及び	の社会情勢の影響である東京		
その後の詳細調査を、いずれも民	五輪による国内外の建設需要		
間事業者に外部委託した結果、VFM	が見込まれていたことから資		
が導入可能性調査(委託料総額302	材及び人件費の高騰の影響を		
万円の一部)においては 6.9%、	加味し、他市の複数の類似事		
詳細調査(委託料総額 3,780 万円	例を参考に削減率を設定した		
の一部)においては 8.5%と算出	ものです。		
された。その後、最終的な事業者	御意見を受け、今後、PFI 事		
決定時の VFM は、10.1%とされて	業の導入を検討する際の定量		
いる。	的評価について、建設費用及		
まず、従来方式による建設費用	び運営費用は、導入機能や施		
は、他市の体育館の延床面積と建	設・諸室の規模などに応じて、		
設費用から算定した平米当たりの	より客観的かつ合理的なデー		
単価を用いて算出している。また、	タの活用など様々な視点から		

以上のように、PFI 方式による 価額を算定しているが、そこで適 用した削減率の具体的な根拠は明 確ではなく、定量的評価の過程は、 重要な点において十分に吟味され たものとは言えないと考える。

4 管理運営について

(1) 事業契約書において、PFI 事業 者において、PFI 事業 者において、関係図書といい、 関係管理者といい、維持管理が多数をで行うたけれた。 ないでは、 でいるのでは、 でいる。 はいのでは、 でいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。

指定管理者は、大浜体育館備品 台帳を作成し、市に提出していた が、令和4年11月18日に実地調 査した結果、プロジェクター3台 について品名やメーカーの備品台 検討を重ね、可能な限り実態 を反映した評価となるよう努 めます。

今後、再発防止策として、 備品設置時には納品リストと 照らし合わせて品名・メーカ 指定管理者

帳上の記載が誤っていた。	一名・金額・数量を確認致し	
	ます。	
	御指摘を受け、令和 5 年 1	スポーツ施設課
	月 18 日に修正した備品台帳	
	の提出を受けました。	
	今後、備品の納品時には、	
	品名・メーカー名等と備品台	
	帳とを照らし合わせて、確実	
	に確認するよう指導いたしま	
	した。	